(2)　特定送配電事業者は、小売電気事業者又は一般送配電事業者にその小売電気事業又は一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行うことを約しているときは、正当な理由がなければ、託送供給を拒んではならないものとする等の所要の規定を整備することとした。（第二七条の一四～第二七条の二六関係）

(五)　発電事業

(1)　発電事業を営もうとする者は、発電事業の用に供する発電用の電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数、出力等の事項を経済産業大臣に届け出なければならないこととした。（第二七条の二七第一項関係）

(2)　発電事業者は、一般送配電事業者に、その維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いてその一般送配電事業の用に供するための電気を発電し、当該電気を供給することを約しているときは、正当な理由がなければ、発電及び電気の供給を拒んではならないものとする等の所要の規定を整備することとした。（第二七条の二八及び第二七条の二九関係）

3　一般担保

小売電気事業、一般送配電事業及び発電事業のいずれも営む者たる会社の社債の社債権者は、その会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する等の所要の規定を整備することとした。（第二七条の三〇関係）

4　広域的運営推進機関

広域的運営推進機関の業務に、入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行うことを追加することとした。（第二八条の四〇第五号関係）

5　卸電力取引所

経済産業大臣は、電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大を図るとともに、当該卸取引の指標として用いられる適正な価格の形成を図り、もってその円滑な取引に資することを目的とする一般社団法人等を、その申請により、卸電力取引所として指定することができる等の所要の規定を整備することとした。（第九七条～第九九条の一二関係）

二　商品先物取引法の一部改正関係

商品の定義に電力を追加することその他所要の規定の整備を行うこととした。（第二条第一項関係）

三　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正関係

電気事業法の改正に伴い、電気事業者の定義を小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者とすることその他所要の規定の整備を行うこととした。（第二条第一項関係）

四　附則関係

1　所要の経過措置について定めることとした。（附則第二条～第四一条関係）

2　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第四二条～第七四条関係）

五　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年六月以内の政令で定める日から施行することとした。

◇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（法律第七三号）（国土交通省）

1　船舶からの有害水バラストの排出の規制等

(一)　船舶からの有害水バラストの排出の規制

(1)　何人も、一定の場合を除き、海域において、船舶から有害水バラスト（水中の生物を含む水バラストであって、水域環境の保全の見地から有害となるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものをいう。以下同じ。）を排出してはならないこととした。（第一七条関係）

(2)　一定の船舶の船舶所有者は、当該船舶に、(二)の(2)の有害水バラスト処理設備証明書の交付又は国土交通省令で定める技術上の基準（以下「有害水バラスト処理設備技術基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣の行う確認を受けた有害水バラスト処理設備を設置しなければならないこととした。（第一七条の二関係）

(3)　一定の船舶の船舶所有者は、当該船舶ごとに、有害水バラスト汚染防止管理者を選任しなければならないこととするとともに、有害水バラスト汚染防止措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならないこととした。（第一七条の三関係）

(4)　一定の船舶の船長は、水バラスト記録簿を船舶内に備え付け、有害水バラスト汚染防止管理者は、水バラスト記録簿への記載を行わなければならないこととするとともに、船長及び船舶所有者は、一定期間水バラスト記録簿を保存しなければならないこととした。（第一七条の四関係）

(5)　日本国の内水、領海若しくは排他的経済水域又は公海のみを航行する船舶及び外国船舶について、それぞれ(2)から(4)までの規定のうち一部の規定を適用しないこととした。（第一七条の五関係）

(6)　(1)の規定は、湖、沼又は河川の区域（以下「湖沼等」という。）において航行の用に供する船舶類から有害水バラストを湖沼等に流し、又は落とす場合について、(2)から(5)までの規定は、湖沼等において航行の用に供する船舶類について準用することとした。（第一七条の六関係）

(二)　有害水バラスト処理設備の型式指定等

(1)　国土交通大臣は、有害水バラスト処理設備の製造を業とする者その他国土交通省令で定める者の申請により、有害水バラスト処理設備技術基準に適合し、かつ、均一性を有する有害水バラスト処理設備をその型式について指定するとともに、指定を受けた有害水バラスト処理設備が有害水バラスト処理設備技術基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなったときは、その指定を取り消すことができることとした。（第一七条の七関係）

(2)　(1)の申請をした者は、型式について指定を受けた有害水バラスト処理設備につき、有害水バラスト処理設備証明書を交付することができることとした。（第一七条の八関係）

2　船舶からの有害水バラストの排出の規制に係る検査等

(一)　定期検査の対象に、有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書を追加することとした。（第一九条の三六関係）

(二)　国土交通大臣は、定期検査の結果、有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書が国土交通省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、船舶所有者に対し、海洋汚染等防止証書を交付しなければならないこととした。（第一九条の三七関係）

(三)　国土交通大臣は、有害水バラスト処理設備を設置し、又は有害水バラスト汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは掲示すべき検査対象船舶の船舶所有者の申請により、国際海洋汚染等防止証書を交付することとした。（第一九条の四三関係）

(四)　有害水バラスト処理設備を設置し、又は有害水バラスト汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは掲示すべき検査対象船舶は、有効な国際海洋汚染等防止証書の交付を受けているものでなければ、一の国の内水、領海若しくは排他的経済水域又は公海における航海以外の航海に従事させてはならないこととした。（第一九条の四四関係）

(五)　国土交通大臣は、本邦の港又は沿岸の係留施設にある外国船舶に設置された有害水バラスト処理設備若しくは当該船舶に備え置き、若しくは掲示された有害水バラスト汚染防止措置手引書が(二)の基準に適合しないと認めるとき又は当該船舶の乗組員のうち有害水バラストの取扱いに関する作業を行うものが、当該取扱いに関し遵守すべき事項に従って作業を行うことができないと認めるときは、当該船舶の船長に対し必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第一九条の五一関係）

3　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとした。
